

フロン排出抑制法施行により、 クーラー搭載機台所有者の責任が増大します。

I. 簡易点検・定期点検の義務化

1. 機台搭載クーラーを対象に、日常的に実施する簡易点検の実施が義務付けられます。
(四半期に一度)

⇒添付書類2「業務用冷凍空調機器ユーザーによる簡易点検の手引き」、
添付書類3「機台搭載クーラー簡易点検記録簿」をご利用いただきますよう
お願ひいたします。

2. 圧縮機定格出力が7.5kW以上である場合、3年に1回以上の定期点検を実施する必要が
あります※1。

※1 ただし、フォークリフト等産業車両のクーラーは圧縮機定格出力が7.5kW未満のため
定期点検を実施する義務はありません。

II. フロン類の漏えい発見時、速やかに漏えい箇所の特定及び修理を実施

1. フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは原則禁止です。
(繰り返し充填の原則禁止)

2. 漏えいを発見した場合は、お近くのトヨタL&F販売店にお問い合わせいただき、
適切な修理・フロン類の充填※2を依頼いただきますようお願い申しあげます。

※2 フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する
義務があります。

III. 機器整備に関する履歴の記録・保存義務 (機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等)

クーラーに関する適切な管理を行うため、機器の整備については記録簿に履歴を記録し、
記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければなりません。

IV. フロン類の算定漏えい量を報告

一年間にフロン類をCO₂換算値で1,000CO₂-t以上漏えいした事業者は国へ報告する義務が
あります。算定漏えい量は第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書及び回収証明書
から算出することができます。

⇒フロン類算定漏えい量(CO₂-t)

= (充填量(kg) - 機器整備時の回収量(kg)) × GWP^{※3} ÷ 1000

※3 地球温暖化係数(Global Warming Potential)…CO₂の何倍の温室効果を有するかを表す値

V. 機器廃棄時、フロン類を回収 (法改正前からの義務)

1. 第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄する。

2. 回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない。

⇒お近くのトヨタL&F販売店にお問い合わせください。

【フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、以下のような罰則が科せられます】

- 1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 … ①フロン類のみだり放出
- 2) 50万円以下の罰金 … ①管理者の判断基準違反
②行程管理表交付違反
- 3) 20万円以下の罰金 … ①管理の適正化の実施状況報告の未報告、虚偽報告
②立ち入り検査の拒否、妨害、忌避
- 4) 10万円以下の過料 … ①算定漏えい量の未報告、虚偽報告

業務用冷凍空調機器ユーザーによる

簡易点検の手引き

改正フロン法対応(フロン類の漏えい点検)

機台搭載クーラー編



1. 背景

業務用冷凍空調機器に使用されている「冷媒」の多くはフロンガスですが、現在使用されているフロン類の多くは、代替フロンと言い、「オゾン層を破壊しない」ものに転換されています。

しかし、その代替フロンが大気に放出されると地球温暖化に対する影響が「CO₂の数千倍」といわれており、排出削減が喫緊の課題となっています。

そこで、平成25年6月12日、「フロン回収破壊法」が改正されました。この改正では、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称:フロン排出抑制法)と名称を変更し、『できるだけフロン類を使用しない製品を製造し、使用しよう』、『フロン類を使用している製品については、排出をしないようきちんと管理をしよう』と、取り決められました。

この「フロン排出抑制法」では、フロン類の製造から廃棄までの「フロンメーカー」、フロン類を使用する冷凍空調機器を使用している「機器ユーザー」に国が「判断の基準」を定め、各当事者のその遵守を求めるものとなっています。

※経産省・環境省・日設連発行「簡易点検の手引き」を参考に作成

2. 簡易点検について

(1) 対象機器と点検頻度

全ての機器ユーザーに対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器について「簡易点検」を**四半期に1回以上**行うよう定められており、機台搭載クーラーも該当いたします。

また、機台搭載クーラーは一般的に冬季の使用は想定されませんが、未使用期間中も「簡易点検」は行う必要があります。

(2) 点検者

「簡易点検」は、**機器ユーザーが自ら実施**することが求められています。

レンタル物件の場合は、一般的にはレンタル会社に「簡易点検」の実施が求められますが、簡易点検のためだけに人員を派遣しなくても、別の用件があった場合に入念に点検するなど、可能な範囲での簡易点検が求められています。なお、レンタル会社から使用者などに簡易点検を委託した場合も、簡易点検の実施とみなされます。

(3) 簡易点検要領

基本的には**点検者が安全で容易にできる外観目視点検**を実施することになります。機器が防護柵がない屋根に設置されている場合や、長い脚立を使用しないと点検できない場合などはこの限りではありません。

詳細は、次頁以降に点検要領を示します。

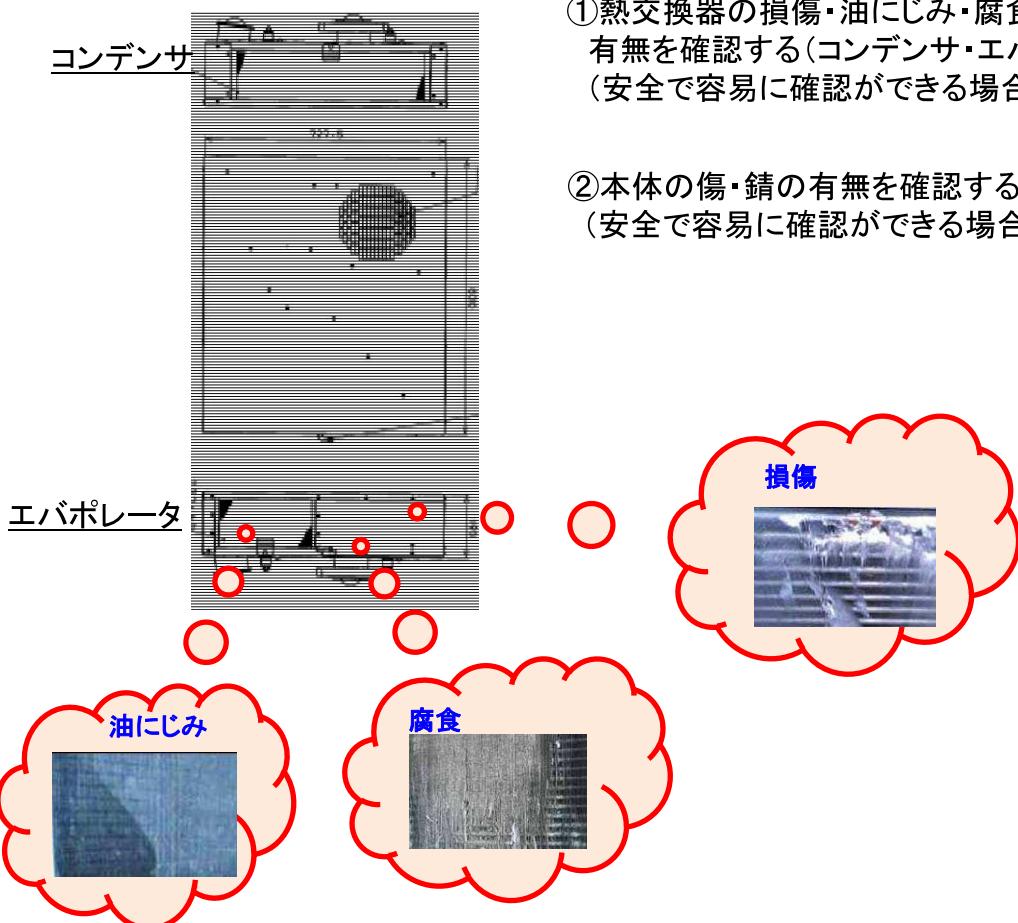
(4) 点検結果の処置

「簡易点検」により、フロンの漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに専門業者に点検・修理を依頼してください。

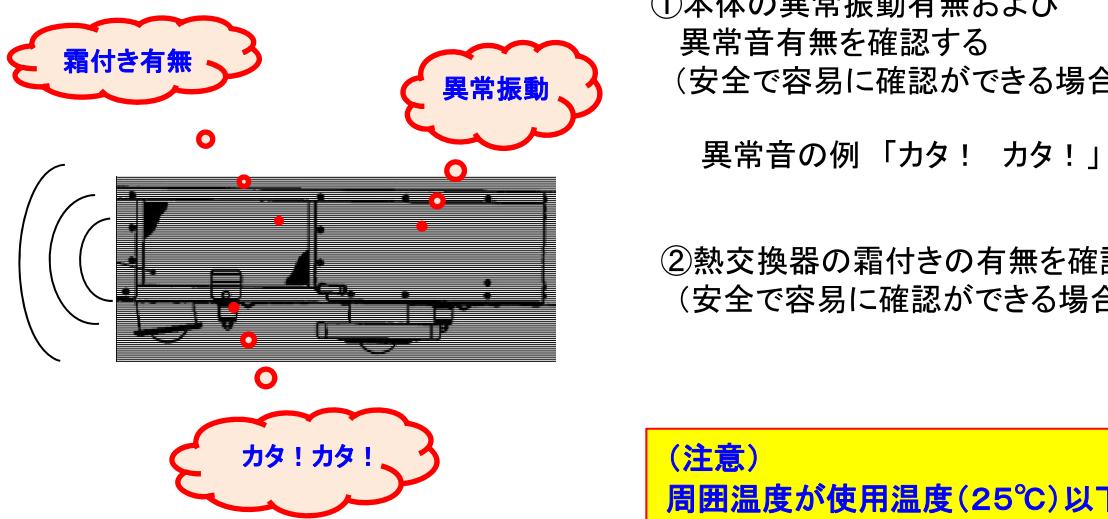
また、点検結果は記録し、機器を廃棄するまで保存する必要があります。

【機台搭載クーラー 点検要領】

(1) 機器の外観を目視点検する



(2) 機器の運転状態を確認する



①本体の異常振動有無および
異常音有無を確認する
(安全で容易に確認ができる場合)

異常音の例 「カタ！ カタ！」

②熱交換器の霜付きの有無を確認する
(安全で容易に確認ができる場合)

(注意)
周囲温度が使用温度(25°C)以下の場合は、
機器破損の危険性があるので運転
しないでください。

機台搭載クーラー 簡易点検記録簿

(この記録簿は機器廃棄まで保管してください)

点検記録簿No.:

管理部署(会社)名	
-----------	--

フレームNo	
管理No	

冷媒番号	
冷媒充填量	Kg

(不明点は販売店にご相談願います)

【記入例】 ○:異常なし、×:異常あり